

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立瀬谷中学校  
校長 熊野 一隆

## 6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

### 1 段階的な学校再開について

#### (1) 日程

- 第一期 6月1日（月）～12日（金）  
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行う予定です。  
分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
- 第二期 6月15日（月）～30日（火）  
学級での全日での授業の開始、6/16(火)から昼食あり  
※ この期間、部活動等は実施しません。

#### (2) 再開にあたっての留意点（詳細は後日、別途通知します。）

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- こまめな換気の徹底
  - 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
  - 近距離での会話や大声での発声への配慮
  - 飛沫飛散防止のためのマスク着用
  - 手洗い等の励行を指導
- など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

### 2 第一期の分散登校について

- 再開にあたっては、感染予防のため、学年や学級等を複数のグループに分けて教育活動を行います。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。
  - ・ 1学級を2グループに分けます。【Aグループ（出席番号が奇数） Bグループ（出席番号が偶数）】
  - ・ 午前3時間、午後3時間での分散登校とします。
  - ・ グループは、週単位で入れ替えます。  
【一週目 6/1～5】：Aグループ午前登校・午後家庭学習、Bグループ午前家庭学習・午後登校  
【二週目 6/8～12】：Bグループ午前登校・午後家庭学習、Aグループ午前家庭学習・午後登校

- ・授業は50分授業とします。

【参考】分散登校の時刻表

午前グループ	時程	午後グループ	時程	備考
登校	8:30	登校	13:00	午前グループはなるべく 8:00より前に来ないでください。
健康観察	8:30-8:35	健康観察	13:00-13:05	
午前①	8:45-9:35	午後①	13:15-14:05	午後グループはなるべく 12:30より前に来ないでください。
午前②	9:45-10:35	午後②	14:15-15:05	
午前③	10:45-11:35	午後③	15:15-16:05	
諸連絡	11:40-11:45	諸連絡	16:10-16:15	
完全下校	11:55	完全下校	16:25	

### 3 6月1日の持ち物等について

持ち物：上履き、健康観察票（6/1の記録は5/31の下に追加記入してください。）、学習課題  
大きめのカバン（副教材の持ち帰り用）、マスク（着用）、ハンカチ・ティッシュ  
ゴミ袋（各自のゴミの持ち帰り用）

時間割：①放送による集会、②学活、③学活 ※6/2以降の時間割は初日に連絡します。

### 4 昼食について

昼食（ハマ弁を含む）は、第二期の6月16日（火）から開始します。

### 5 生徒の健康状態の把握について

学校再開にあたり、生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

なお、登校後、生徒の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じますので、ご承知おきください。

### 6 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合、「緊急受入れ」を実施します。なお、緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。「緊急受入れ」が必要な場合は、事前に学校へご連絡ください。
- 7月以降の授業の実施や長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。

#### 医療的ケアや基礎疾患のあるお子さんについて

医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等とご相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。